



西田井駐在所 だより

令和7年4月号
真岡警察署 西田井駐在所
0285-84-0614

春の全国交通安全運動

1 期間

令和7年4月6日（日）から15日（火）までの10日間

2 運動の重点

(1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実施

- 次代を担う子供を交通事故から守るため、地域ぐるみで子供を見守りましょう。
- 歩行者は、横断歩道外横断や車両の直前直後横断の禁止等の法令を遵守するとともに、横断歩道を渡る・信号に従うといった基本的な交通ルールを守りましょう。
人は年齢を重ねると、身体機能が変化します。
- 高齢者は、道路横断時には安全確認を徹底していただき、車の運転手は高齢者を見かけたら、減速してその動きに十分注意しましょう。

(2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

- 車のドライバーは、横断歩道手前での減速義務や横断歩道等における歩行者優先義務など、法律上の義務を徹底しましょう。
道路は「人優先」です。特に、横断歩道では歩行者が優先であることはマナーではなく、ルールであることを理解しましょう。
- 飲酒運転を敢行する悪質危険なドライバーが後を絶ちません。
飲酒運転を「しない・させない」環境づくりに取り組みましょう。
- 妨害運転の悪質性・危険性を認識し、「思いやり」や「ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛けましょう。
あわせて、妨害運転を受けるなどしたときに有効な、ドライブレコーダーの取り付けも検討してみてください。

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車・電動キックボード等の交通事故では頭部を負傷することが多く、ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べて高くなっています。自転車・電動キックボード等の利用者は、必ずヘルメットを着用しましょう。
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを再確認しよう。

「自転車安全利用五則」

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では、信号と
一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

